

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月14日

船橋市長あて



提出者

住所 東京都江東区新砂1-7-27

氏名 大末建設株式会社 東京本店
取締役執行役員 本店長 鶴 浩一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-5634-9015

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大末建設株式会社 東京本店
事業場の所在地	東京都江東区新砂1-7-27
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

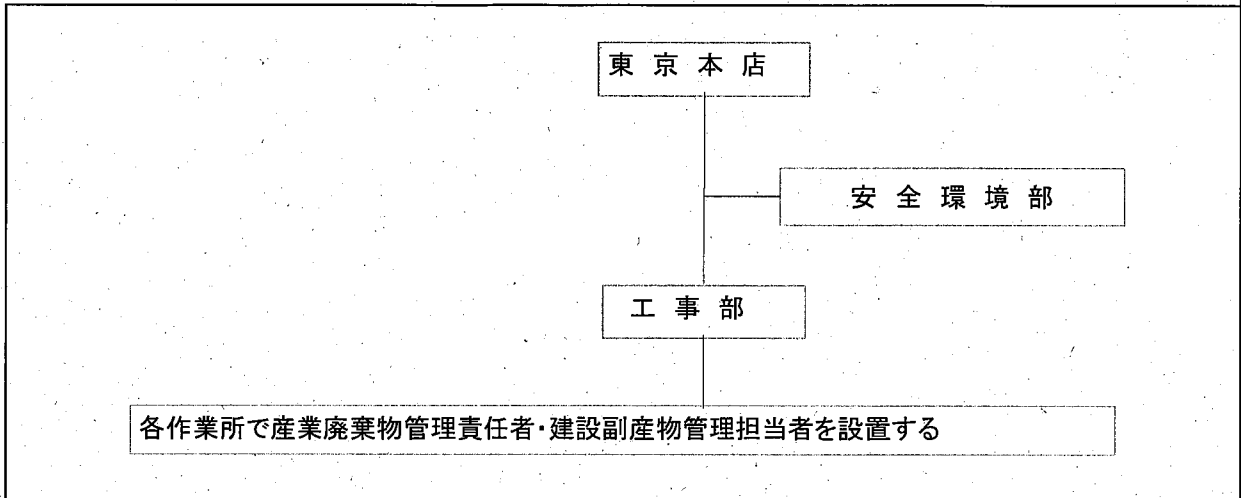
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度の完成工事高 321億円（東京本店）
③従業員数	291人（令和4年3月31日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設汚泥 ⇒脱水 ⇒改良土として再生利用 廃プラ ⇒減容固化 ⇒燃料として再生利用 紙くず ⇒破碎 ⇒燃料として再生利用 木くず ⇒破碎 ⇒チップ材として再生利用 石膏ボード ⇒破碎 ⇒再生材として再生利用 がれき類 ⇒破碎 ⇒再生砕石として再生利用 建設混合廃棄物 ⇒破碎、圧縮 ⇒埋立 蛍光灯（水銀含有） ⇒切断、破碎 ⇒水銀製品やガラスウール原料に再生利用

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ、木くず、がれき類等 8種類	
	排出量	1,017.854 t	- t
	(これまでに実施した取組) ・ 再利用可能な材料の引き取り ・ 内装材の先行加工による低減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ、木くず、がれき類等 8種類	
	排出量	916.000 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・ 建設混合廃棄物の発生を抑制する為、分別率向上を目指し数値目標を定め活動する。 (東京本店全体目標 9.5kg/m ² 以下) <新築工事における混合廃棄物排出原単位> RC造 1,000m ² 以上：9.5kg/m ² 以下 1,000m ² 未満：12.0kg/m ² 以下 S造 倉庫：3.0kg/m ² 以下 その他：12.0kg/m ²		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラ、木くず、段ボールの分別を徹底した
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 混合廃棄物を分別し、リサイクル率を高める

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ、木くず、 がれき類等 8種類	
	全処理委託量	1,017.854 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	23.68 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	994.174 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・委託契約書の添付書類の不備の無いように現場・社内でチェックする ・所長・若手社員の社内研修で委託実務の研修を嫉視している		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ、木くず、 がれき類等 8種類	
	全処理委託量	916.000 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	22.000 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	894.000 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者に委託する ・再生利用業者に委託する 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

